

# 高松松平家と彦根井伊家の 儀礼をめぐる関係

御厨義道

はじめに

- 一 松平頼恭の勤務態度と他家応接
- 二 増上寺御忌法要の儀式次第をめぐる関係
- 三 紅葉山・増上寺参詣の御先立「習礼」をめぐる関係  
「おわりに」にかえて



## はじめに

高松松平家と彦根井伊家は、会津松平家とならんで代々溜詰を務める「常溜」であった。溜詰大名は、殿中儀礼での「着座」、月次以外の登城、將軍家靈廟参詣の先立・予参、老中からの政務聴取、將軍の名代など、他の大名が担わない固有の役割を果たしていた。

「常溜」の大名として、役目を果たすにあたって、高松松平家と彦根井伊家の間には、情報交換や相談などの相互交流があり、また姻戚関係ももっていた。本稿では、主として彦根藩井伊家文書を使いながら、將軍家靈廟に関わる儀礼をめぐる両家の関係を示す事例を紹介し、溜詰大名のあり方について若干の分析を試みたい。

### 一 松平頼恭の勤務態度と他家応接

彦根井伊家と高松松平家の関係を具体的に検討する前に、高松松平家五代頼恭の大名としての勤め振りと他家との関係に関する意識をみておきたい。一当主の個性による部分が多く、高松松平家一般に敷衍されるものではないが、松平家の「中興の英主」とされる頼恭のあり方は少なからず後年に影響を与えていると考えられ、また同時代の大名にも影響を与えたことが窺われる。

頼恭は、水戸徳川家分家の守山松平家二代頼貞の子で、高松松平家四代頼桓が在位五年で嗣子がないまま死去したため、元文四年（一七三九）養子として迎えられる当主となった。同じ水戸分家で、係累ではあるものの、高松松平家にとっては水戸家以外から迎えた初めての当主であった。頼恭は、宝暦改革に着手し、財政再建に成功、借財を整理した上で、一定の備蓄をするまでに回復させた。

その頼恭の勤め振りについて、溜詰としての登城は数十年の間一度も不参がなく、また大名が江戸滞在を長引かせようとする風潮がある中、参勤交代の期日を忠実に守った、などの姿が伝えられている。武家諸法度の趣旨を固く守り、居間に条文を掛けて平生から眺めていたともいう。殿中での勤務では、先立をはじめとして勤めに関することを逐一自ら書き留める一方、絵図および記録作成を命じ、「朝参筆記」「御先立式」と名づけて座右に置いていた。この二部の勤務記録を井伊直幸が懇望して借り受け、筆写したといわれている（増補穆公遺

事）『新編香川叢書史料編一』、『増補高松藩記』。『増補穆公遺事』に所載される「頼恭著述目録」には、高松松平家歴史資料中に現存する「京都奉使録」「日光名代記」とともに「朝参筆記 勤方之儀 四冊」との記載がみられ、作成されたことは間違いない。「増補穆公遺事」では、同席の大名が、頼恭の溜詰の勤務記録作成にならない、各家で絵図・記録などを置くようになったとしている。額面どおりには受け取れないが、井伊家の「直勤日記」の作成開始が宝暦十三年（一七六三）であることと时期的に重なり、同席間での影響が想像され、興味深い。ちなみに、「増補穆公遺事」によると、井伊直幸は頼恭に勤め向きをはじめとしていると相談しており、慕っていたという。頼恭の後を継いだ頼真が井伊家に「御頼之御挨拶」に訪問したところ、直幸は、頼恭の厚恩をかたじけなく思っていたので、挨拶がなくとも疎略にするつもりはなかったと答えた、とも記されている。

このような頼恭に対して周囲の評価は高く、「御三家・国持衆を初、諸大名の信仰も不浅趣」であった。明和六年（一七六九）には、御先立を百回ほど無難に勤めたことが老中の知るところとなり、將軍の上間に達せられた結果、御先立御用が免ぜられ、以後の月次登城についても随意にするよう計らわれたという。明和八年（一七七二）没する直前、病に伏した頼恭を見舞った老中は、頼恭は「諸大名の hands」であると、高松藩家老に語っている（増補穆公遺事）。

このような勤め振りをみせた頼恭が、高松松平家をどのようにとらえていたかを表す資料がある。発給経緯の詳細は不明であるが、宝暦年間に出された達の中に、次のような部分がある。

我等家は、国持大名の先祖勲功にて代々領し来り、又は御譜代衆の戦功器量にて、共に天下を泰平に被致御取立の衆中とは隔別にて、全く御爪の端（異本「御身之端」）故、如此莫大の領地をも被下、その上結構なる格式に被仰付、諸大名中の上に立候は、冥加至極難有事に候間、別て公儀をば他よりも大切に存、何卒重き御奉公も有之節は、万分の一の御厚恩を報じ度事に候（増補高松藩記、「穆公遺訓諸役書記」〔香川県史近世史料一〕）

自らの家のあり方を、戦国時代から領知を維持してきた「国持大名」や家康らとともに武功をあげ、器量をもって天下統一を補佐してきた譜代大名とは異なる家と位置づけ、將軍家の係累であることをもって領知が与えられ、格式が

備えられたと明確に示している。その上で公儀への奉公を最も重要であるとしている。頼恭の殿中での勤め振りは、この思想が基盤となつていとみることが出来る。

この達には続きがあり、格式の高いことを心得違ひし、他へ自慢し驕りたかぶることでこれを示し、公儀への奉公を大切に考えていない家臣がいる。このことは「国持大名」や譜代衆に対して恥ずかしい限りである、と述べている。このことに関連して、宝暦九年（一七五九）六月江戸において頼恭から家老通じて次のような申し渡しが行なわれている。

御家柄の事故、前々よりの致来にて、総じて御見廻の御方取次候節、余り慇懃に致候よりは、手高に致候義宜候と存居申候事も有之候は、自今は吃度相改、御大名・御旗本衆並其以下使者取次とも、随分慇懃に致平伏、御口上等承可申候、縁取又は白沙へ出候差別の儀、兼相極候通に、相心得可申候、上には御家柄・御席柄とも、御重き事故思召有之、総て御挨拶向を御慇懃に被遊候、然処御家中の面々、心得違手高に有之候ては、不都合に被思召候、御使者に罷出候御先方、又は御供先等にて、他所者に付合候は、兼て相極候通、御大名方は勿論、御直参へは、都て様付に仕、請答をも丁寧可仕旨、被仰出候（増補高松藩記）

松平家の家柄・席柄（＝殿中席の位置）を重く見て、幕府が慇懃な対応していると勘違いし、松平家では他家の応接が「手高」＝尊大な傾向にあることを問題とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に應對することを指示しているのである。また、使者の派遣先や供で行った先において他家の者と付き合う際には、大名や直参へは「様」付けとし、応答も丁寧にすべしと命じている。

頼恭は、高松松平家を外様大名や譜代大名とは一線を画す存在とし、諸大名の上に立つとしながらも、それをもって他家に対して驕った態度をとることを戒めている。それを具体化させたのが、他家への慇懃な応接、「様」付などの応対なのである。

高い家格であっても他家に対して礼を失せず節度を正しながら、幕府への奉公を尽くすというのが頼恭が新たに打ち出した高松松平家のあり方であった。

頼恭は他家から入った当主であるため、改革にあたっては家中に対する遠慮もあつたらしく、家中や領内の「風俗等」について意に適わぬことも多数あつたが、「御養家御相続」であり、家中からの知行借上、御用銀賦課などがあるため、あれこれと斟酌し、思ったことを十分に言い出せなかつたと伝えられている（増補高松藩記）。このような制約がある中で、「御家柄」に関わる事項について改変を求めているのは、頼恭がその必要性を強く意識していたことを示している。

宝暦改革に着手する前の延享四年（一七四七）、頼恭は「記録所」を設置し、松平家の記録をまとめるよう命じ、「御代々之御実録を始、藩臣諸家之家譜・登仕録」その他の記録をさせている。松平家の家の事跡と家臣諸家の歴史を明確にし家のアイデンティティの再構築を図る試みとして位置づけられるであろう（胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」）。

一方で、家康からの血筋、本家水戸家との深い親族関係を拠り所として高い家格を与えられた高松松平家に、守山松平家の頼恭が当主に入ることは、大名家としての存在意義を揺るがす側面をもっていた。頼恭は、武功や器量をもって存在意義とする他の大名とのあり方の差を認識させた上で、他大名との関係を改め、幕府への忠勤を果たす家として存在意義を見出そうとしたのである。

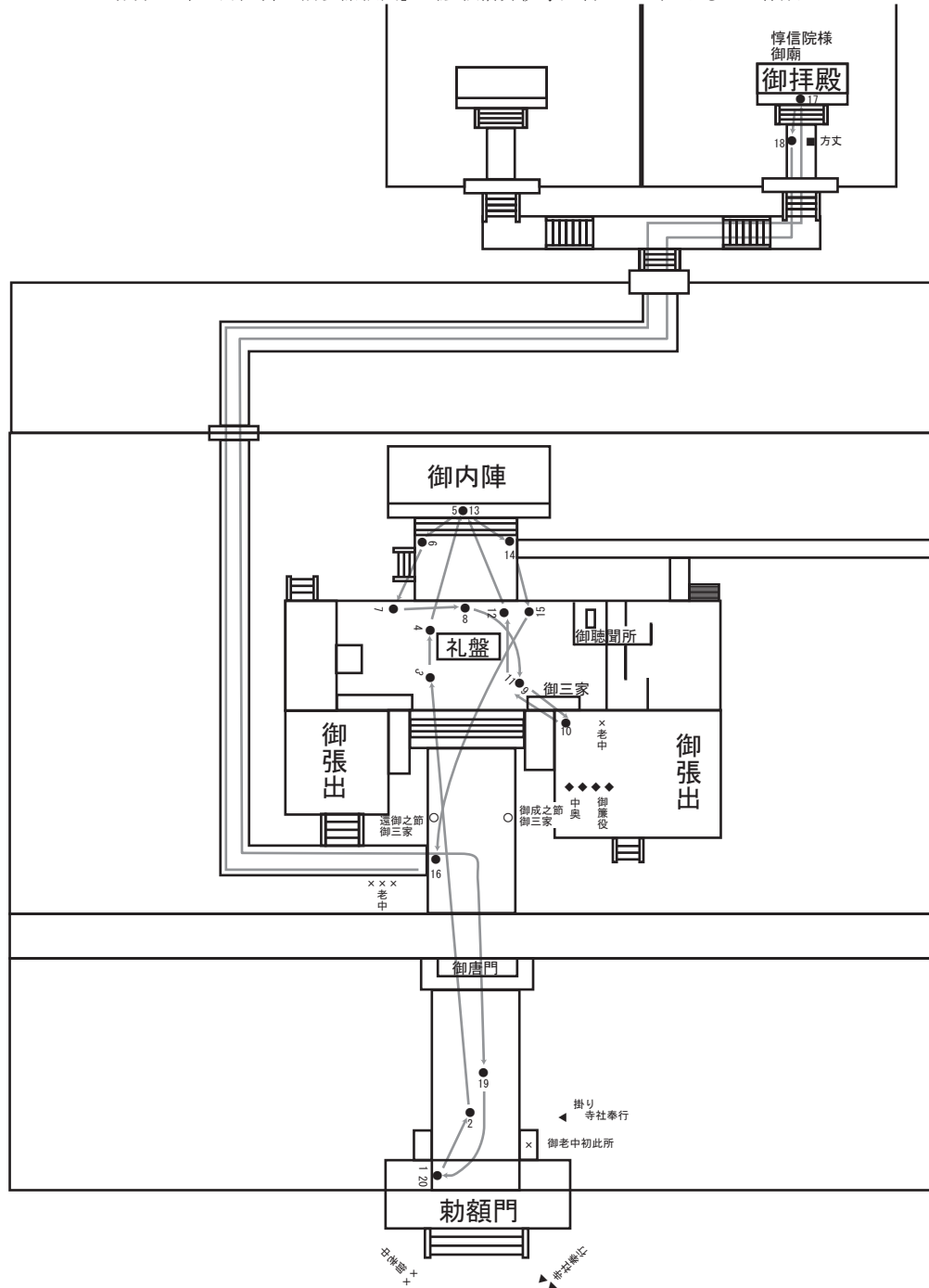
## 二 増上寺御忌法要の儀式次第をめぐる関係

溜詰大名は、將軍家祖霊の参詣において「御先立」や「着座」といった役目を務めていた。彦根藩井伊家文書にはこの役目に関わる記録群が「式書」として遺されている。ここではその中から、明和四年（一七六七）の増上寺での將軍御忌における儀式次第をめぐる一連の記録（調査番号五八六二）をもとに、溜詰大名間の儀礼をめぐる関係および幕閣（老中）との関係をみていくこととする。

明和四年六月九日は惇信院（九代將軍徳川家重）の七回忌の中日にあたり、松平頼恭・頼真、井伊直幸らは、將軍の御機嫌伺のため登城し、同朋頭を通じて老中へ申し入れた。その後、同朋頭原田順阿弥をもって老中松平右近將監武元より、御機嫌伺の拝謁が済んだ後、老中松平右京大夫輝高から相談があるので、溜之間内の南側障子際に、松平頼恭一人、もしくは井伊直幸と二人、松平頼真

図1 増上寺参詣での御先立の動き（明和4年）

「(明和四年六月) 御霊前参詣絵図」(彦根藩井伊家文書5862-4)をもとに作成



- 1 参居し、将軍の御先を見る
- 2 将軍が下輿するのを見て、御先に立つ
- 3 に控え、将軍が御聴聞所前で御手水されている内に
- 4 へ移動、御手水の様子を考えながら
- 5 へ移動、御内陣を窺う
- 6 へ移動、将軍が「御拝①」を行っている内に
- 7 へ参居、将軍の御備物が済み、階段を下るときに
- 8 へ出座、ここから将軍の御先へ立つ
- 9 に参居し、将軍が御聴聞所へ入る時に拝伏  
御簾が垂れているのを確認
- 10 の位置に御三家着座の畳の上を通過して着座  
(御聴聞所の)御簾があがり、読経が始まる  
被物まで済み、御簾が垂れ、出家退出  
御三家堂下へ移動、御簾揚に中奥小姓出る

- 11 中奥小姓より先に立って、参居
- 12 御簾担当の中奥小姓が退入したら  
ここへ参居、御前を窺い拝伏
- 13 へ移動、御内陣を窺う
- 14 へ移動、参居
- 15 将軍が御拝②を行っている内に移動、参居  
御拝②が済み、階段を下るのを見て、御先へ立つ
- 16 この位置で将軍から御三家へ上意の内に、中座
- 17 御拝殿を窺う
- 18 へ移動、御拝③が済み、帰る様子を見て、御先へ立つ
- 19 予参之衆への上意があるので、中座
- 20 へ移動、平伏

「明和四年六月 増上寺年忌御法事参詣之式書」(彦根藩井伊家文書5862-3)をもとに作成

を含めた三人、いずれでもいので居残るよう指示があった。そこで、三人とも居残る旨を回答した。

將軍への拝謁が済んだ後、三人で待っていると、ほどなく松平輝高が出てきて、「御法事御当日御参詣御先立之儀」について次のような指示が申し聞かされた。

一つ目の指示は、参詣儀礼の途中、將軍の「御聴聞」が済むと、御先立の者は御三家の着座する畳の前へ出座する。中奥小姓が御簾をあげ、御先立の者が御前正面へ参り、上(將軍)を伺って、「得と拝伏」いたし、御内陣伺いに参るように、このことは、老中が相談をした上で、御用取次を通じてそれとなく上聞にも達しており、上(將軍)も拝伏を見当にしてお立ちになるので、「得と拝伏」いたすようにせよ、というものであった。

図1は、増上寺参詣における先立の動きを図化したものである。先立は、將軍が輿を下りて、内陣に参り、その後、年忌を迎えた祖霊廟を参拝し帰るまでの間、要所所で將軍の行動の先に立つのであるが、儀礼の流れ上、將軍に対して拝伏をする場面がある。今回指示が出たのは読経・被物などの儀式が済んだ後に行われる將軍の内陣参拝の場面のことで、先立は内陣を先に伺うために、御聴聞所の前、すなわち將軍の前を通って内陣へ移動する(図の11~13)。その際に、將軍の前に座り12の位置で拝伏するのであるが、この拝伏を「得と」(ここでは時間をかけて、の意になると解される)行え、というのが指示の内容である。これは、將軍が次の行動である内陣参拝へと立ち上がるタイムミングを計りやすくするためのものである旨が説明されている。

二つ目の指示は「雨天之節御成御参詣之御道通り御先立之儀」についてであった。松平輝高は「老中衆の中で相談があったが、はっきりと決定をみていない。十分に協議した上で達すべきことであり、今日相談をするのだが、かなり時間がかかるであろうから、(井伊・松平氏は)先に退出し、十二日(増上寺での法要)に伝達しようか」と溜詰衆に対して告げた。これに対して松平頼恭は、御用の儀であるので、いつまでも待つが、様子によっては、輝高宅へ家来を指し出すべきであろうかと、回答した。すると輝高は、まずは同列衆(他の老中)と、相談するかどうかを決め、案内すると言って、戻った。

井伊・松平ともに、初めの席で待っていると、輝高が再び席に出てきて、「雨

天之節御参詣絵図」を提示して、御先立の行動について伝達があった。いろいろと示談に及び、輝高から、差し迫ってからのことは、あらかじめはっきりと決めたいことであるので、そのときにくわしく示しあわせるべしと申し聞かされた。そこで、直幸は、そのときには御指図くださいと申し述べ、段々と丁寧に申し聞かされたので、以後安心して務められるはずでかたじけないと、挨拶をした。

今回の指示が、間を置かず、その場で申し聞かされたのは、老中松平武元から事前に頼恭へ内々に問い合わせがあったからであり、提示された図は頼恭から武元へ前もって提出したものであった。武元ではなく、輝高が指示を出したのは、武元が月番老中にあたっていたため、輝高が十二日の参詣の御先勤で増上寺に行き、今回の用向を取り計らうことになったからである。

頼恭に内々に相談した老中松平武元は、頼恭と縁戚関係があった。武元は、水戸徳川家分家の石岡松平家三代頼明の次男で、上野国館林松平家を継ぎ、延享四年(一七四七)から三十三年間老中を務めた。武元と頼恭はかなり親交があったらしく、延享元年(一七四四)に頼恭が茶会に招いたのをはじめとして、かなりの頻度で武元を招いて饗応していることが知られる。明和五年(一七六八)には、武元の子武寛のもとに頼恭女栄(榮姫)が嫁し、姻戚関係も結んでいる(高松松平氏歴世年譜「高松松平家歴史資料」)。こうした関係に加えて、前節で述べた頼恭の勤め振りがあった故に、老中武元からの事前の相談がなされたのであろう。

老中からの指示を受けて、即日、井伊家では御先立の行動を記した絵図を合点付で作成し、松平家へ提示する。松平家はこれを自家作成の絵図と引き合わせ、間違いないことを確認している。その旨を記した六月十一日付けの頼恭書状が彦根藩井伊家文書の中に遺されている(展示資料40、彦根藩井伊家文書五八六二一五)。井伊家作成の絵図は、書状とともに返却され、後の整理により頼恭書状写とまとめて袋に収納された状態で伝来している。

書状では、問題なし、とされているが、絵図とともに頼恭書状写の入っていた袋の上書は次のようになっていた(井伊家文書五八六二一三~四)。

明和四丁亥年六月

松平讃岐守様<sup>五</sup>引合<sup>三</sup>遣候図式并無相違儀申来候返状写<sup>七</sup>迄通

但、中座之事、讃岐守殿付札<sup>而</sup>申来候、後右京大夫殿<sup>江</sup>及相談候儀此方にて付札致し置

絵図が頼恭から井伊家へ返却される段階で、「中座」に関わる意見が「付札」のかたちで提示されたのである。

頼恭が指摘した「中座」の問題は、図1の16の部分に関わるものである。将軍が二回目の内陣参詣を行った後、階段を降りるのにあわせ、御先立役は先に立って進む(15↓16)が、将軍は途中で御三家に対して上意を示す。そのときに先立役は「中座」をするというのが井伊家側の作成した絵図に示された手順である。これについて頼恭は「此所弥中座<sup>三</sup>及不申候」と付札をしてきた。井伊家側は「御内陣の正面であるため同朋頭などは中座するように思うが、御先立之者は中座しなくてもよいのか」と問いかけている。一応の決着として、問題となった「中座」はこれまで必ず行われてきたものではないので、老中松平輝高には報告せず、以降は中座をしない、ということになり、その旨を記した付札が絵図に付された。しかし、絵図にはさらに付札がなされており、この問題は六月十二日の増上寺参詣にあたって、井伊家側から再度提示されたことが分かる。

此中座之儀、三回御忌之節、某先立相勤中座致し候所、此度中座<sup>三</sup>不及旨申合候<sup>二</sup>付、明和四亥年六月十二日於増上寺、右京大夫殿<sup>江</sup>序も有之<sup>三</sup>付、三回御忌之節、御先立勤中座致し候、此度讃岐守と申談候所、讃岐守<sup>三</sup>是迄中座不被致候由承候、兩人区<sup>成</sup>候<sup>而</sup>も如何<sup>三</sup>存候間、此後中座致間敷存候、併先年私相勤候<sup>三</sup>中座致し、此度中座不致候<sup>而</sup>、是又如何<sup>三</sup>存候間、中座不致候段、右京大夫殿<sup>江</sup>迄相達置旨申候所、右京大夫殿被申候<sup>者</sup>、成程先年某勤候節、中座致候義見請被申候、併某申候通り、同席区<sup>成</sup>候<sup>而</sup>も如何<sup>三</sup>候間、御内陣御間近にも無之間、中座<sup>三</sup>及間敷被申間

(家重の)三回忌の時に先立を務めた井伊家では中座をしていることから、松平家との相談の中で中座しないことになったとはいえ、不安があったようである。老中松平輝高に、経緯を説明し、中座をしないのは同席同士が異なった行動をしないようにしたためであることを確認している。溜詰大名の行動は、絵図など詳細な内容が分かるものを用いて同席間の相談がなされて決定されること、

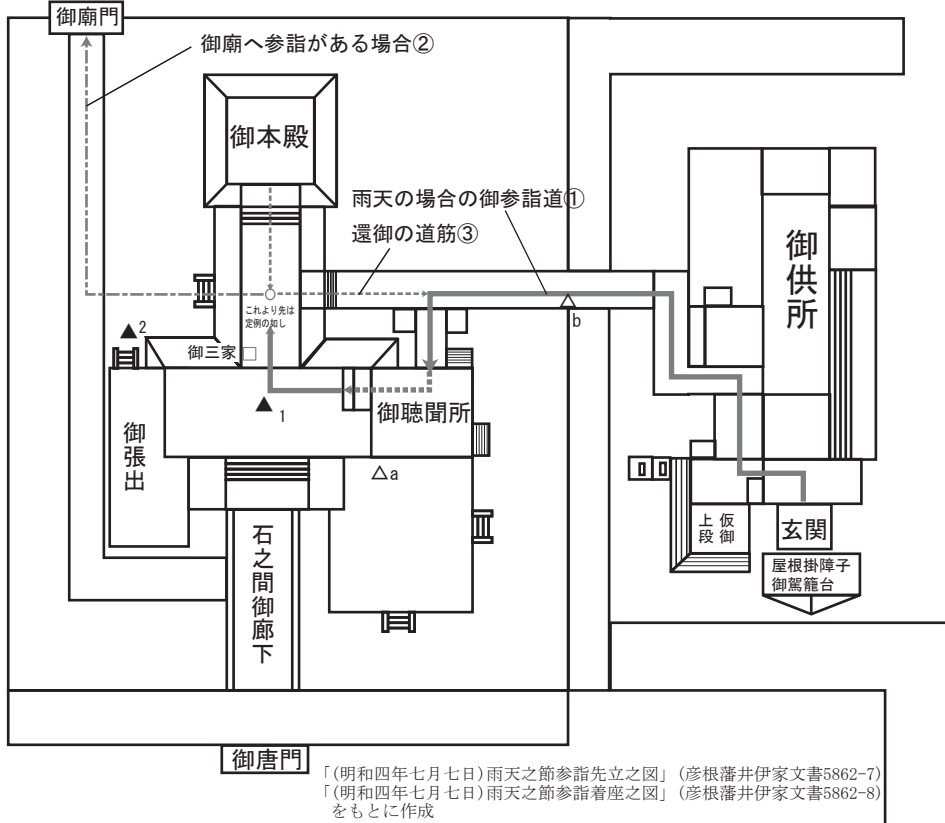
同席間の合意事項は、老中の了解を求める場合があることを確認しておく。六月九日に江戸城内にて出された二つ目の指示である「雨天之節御成御参詣之御道通り御先立之儀」については、六月十二日の増上寺参詣の際に再び話題となっている。

この日は惇信院様(家重)の七回御忌御法事に将軍が増上寺を参詣するため、井伊掃部頭直幸は御先立、松平兵部大輔頼真は着座を命じられていた。老中上部屋へ行くと、御先勤として老中の松平右京大夫輝高、松平周防守庸福が来ており、御法事御用総奉行である阿部伊予守正右が早朝から詰めていた。将軍の御成を待っていると、直幸・頼真に松平輝高から「この間(六月九日江戸城内で)申し聞かせたとおり、雨天の節、御供所より御成になれば、御先立の進退は先だつての指示の通りである」との伝達があった。続けて(将軍の)「御聴聞」の間に、雨間(一時的に雨が止むこと)があれば御廟へ参詣することが伝えられ、その節の御先立の勤め方のことを、絵図を以て詳しい説明がなされた。六月九日に伝達のあったことと今日達しのあったことをあわせ、輝高・直幸・頼真の間で詳しく示談に及び、かつ着座の進退・勤め方などについても説明がされた。この話し合いには、老中の阿倍正右も同席していた。

この示談の内容は、絵図として記録されている。その絵図を参考に作成したのが、図2である。通常の参詣の場合、勅額門から唐門を通って本殿へ向かうが(図1参照)、雨天の場合は、駕籠が御供所の玄関に着けられるため、将軍の行動経路が変更になる(図2①)。その際の対応が今回の話題であった。老中からさまざまな細かい指示があり、直幸・頼真との示談によって決定されているが、絵図の書き込みを読むと、老中の指示について、溜詰同席間で改めて検討されていることが分かる。

雨の様子により御廟への参拝が行われる場合、「御着座」は、将軍の「御聴聞」が済んだ後、本殿(内陣)への二度目の参拝の時に、△aの位置から▲1の場所へ老中とともに出て、将軍が通過する際に平伏する。将軍が②の経路で御廟門から霊廟へ向かい参拝する間に▲2へ移動し、還御の際に平伏、将軍の後に付いて△bに移動し平伏する、というのが手順である。△aの位置から直接▲2の位置へ移動し、御廟へ参詣する将軍に平伏するのが望ましいが、将軍の本殿(内

図2 雨天時の増上寺参詣における動き



〔(明和四年七月七日)雨天之節参詣先立之図〕(彦根藩井伊家文書5862-7)  
 〔(明和四年七月七日)雨天之節参詣着座之図〕(彦根藩井伊家文書5862-8)  
 をもとに作成

陣)への二度目の参拝時に御三家が□の位置から脇口を通るなど、移動に支障があることは老中も了解しており、行きは▲1、帰りは▲2での平伏というかたちがよいと指示があった、という説明がついている。

ところが、絵図に付札があり、▲1から▲2への移動には及ばず、将軍が御廟へ参拝している間に、△bへ移動し、①を通って帰る時に平伏するのが妥当であると、溜詰同席中で相談がなされた旨が記されている。老中側の指示が絶対のものではない様子を見ることが出来る。

以上、明和四年(一七六七)における、増上寺参詣の先立役・着座役に関わるやりとりの詳細をみてきた。ここでみられる関係は、老中が主導的な立場で、儀式上の各行動について指図しているが、一方的なものではなく溜詰大名との「示談」が存在するというものであった。また、老中の指示の後、溜詰大名相互で絵図を用いた具体的・詳細な情報の交換・確認があり、双方で食い違う場合には、同席間での差異があるのは望ましくないという意識の下、調整がなされている。調整結果は溜詰大名間のみでの了解事項となるのではなく、老中の了解をとりつける場合もあった。また、老中からの指示は絶対的なものとしてあるのではなく、溜詰大名相互の相談の中でより良いと思われるかたちに変更がなされることもあった。

### 三 紅葉山・増上寺参詣の御先立「習礼」をめぐる関係

続いては、文化六年(一八〇九)の紅葉山参詣、増上寺参詣の御先立についての「習礼」をめぐる関係についてみていくことにしたい。彦根井伊家と高松松平家の間で行われる(言い換えると溜詰大名間で行われる)「習礼」については、すでに先学によって指摘があり、文化六年の事例についても紹介されている(岡崎寛徳著書)。ここでは、先学の成果によりながら、同年の彦根藩井伊家文書「城使寄合留帳 文化六年正月(三月)〔調査番号四七六〕」を用い、習礼をめぐる関係の実態をみていく。

#### 井伊直亮への御先立仰付

文化六年正月七日、井伊玄蕃頭直亮が、例年のとおり「若菜之御礼」のため登城すると、大目付伊藤河内守忠移より御礼が済んだ後、居残るよう達があり、

残っていると、老中が列座する中、老中土井大炊頭利厚より「向後御宮御霊屋御参詣之節御先立可仰付段」が通達された。

井伊直亮は、後に井伊家十二代当主となるが、寛政六年（一七九四）生まれでこの時点では十六歳、十一代直中の世子であった。世子に決定した後、一定の年齢に達すると溜詰の役目のひとつである「御先立」役を務めることが通例となっていた（『井伊家系譜』『新修彦根市史料編近世I』）。

直亮に「御先立」役を命じられたことは、溜詰大名である松平越中守定信・松平讃岐守頼儀へ「御吹聴」の使者をもって伝達された。「常溜三家」のひとつである会津松平家は、金之助容衆が当主となっていたものの幼年であり、溜詰を務めていなかったため書面での伝達のみ（御吹聴計奉札を以申遣）であった。松平頼儀への「習礼」依頼

直亮へ「御先立」が命じられた翌日の八日、井伊家御城使役富田権兵衛が訪問し、高松松平家留守居役長谷川多門を訪ね、来る十七日の紅葉山参詣の御先立を仰せ付かると思われるので、「紅葉山・増上寺御先立御習礼」をお願いしたい、日程については追って井伊家側から連絡する、との口上を述べた。「習礼」は現地でのリハーサルであることから、現地を事前に「内見」する旨を幕府へ届け出る必要がある。井伊家には紅葉山の「内見」の例がないことから、あわせて届け方の先例を知りたいとの依頼もなされている。松平家側は、「習礼」承知の回答をし、「内見」届については追って連絡する旨が伝えられた。「習礼」のための関係各所への連絡・調整

「内見」届の手順に関する回答は、十日に井伊家にもたらされ、手続きが始められた。

まず、十一日に井伊直中から老中土井利厚へ「紅葉山御宮御先立習礼」を松平頼儀を同道して行うことが書付によって届けられた。これには類例書が添付されている。類例書の内容は、寛政五年九月に松平頼儀が諸参詣の「御先立」役を命じられた際に、紅葉山御宮参詣は務めたことがないので、松平肥後守容頌（会津松平家）と井伊直中が紅葉山御宮へ同道することを時の御用番老中太田備中守資愛へ伺いを提出し許された、というものである。今回は頼儀が同道をする側であり、逆転した形になったのである。

十一日は、直亮と頼儀はそれぞれ登城し、揃って退出しており、その際に「習礼」の日程が約束され、十四日ということになった。十二日に、土井利厚に提出していた「習礼」届出の書付に許可の旨を記した「付札」が届けられ返却された。許可が出たことは、松平家にも書札で通知されている。老中からの「付札」には寺社奉行への相談が指示されており、同日中に寺社奉行大久保安芸守忠真へ「習礼」が届け出られた。

十三日には、老中へ日程を伝える届出、城内門の通行を目付へ知らせる届出がそれぞれ提出された。紅葉山御宮附の伊藤伝弥へ出迎・世話の依頼、御小人目付の出役依頼もあわせて行われている。同日、井伊家御城使役が松平家の留守居役を訪ね、「習礼」に当主の直中も出るべきところだが、かねてから「足痛」で難儀していることから頼儀だけで習礼をしてほしいこと、雨天の場合、明日の登城退出後直接紅葉山へ行くか、帰宅後再度出てくるか、いずれにしても日送りにするつもりであることを伝えた。これに対して松平家から、明後日のことは明日雨天で延期になった時にこちらから相談するとの回答があった。ところが、その後、松平家からの使者が井伊家に訪れ、頼儀の体調不良により「習礼」の延期が申し入れられた。

「習礼」の延期は十三日中に老中へ届けられ、翌十四日には目付へも通知された。同日に、井伊家御城使が松平家を頼儀見舞をかねて訪問すると、松平家側は、頼儀が快復したので、明日の登城後、直接紅葉山へ行き「習礼」を行うことを回答した。そこで、改めて「習礼」の実施について、老中、寺社奉行、目付など関係各所へ届出・通知が行われている。

「習礼」とその後

「習礼」当日となった十五日は月次登城の日にあたっており、井伊家・松平家ともに登城、直中は「足痛」のため帰館、直亮・頼儀は揃って退出し、紅葉山へと向かった。御宮へ入り「習礼」を行い、さらに紅葉山御宮附の伊藤伝弥の取り計らいにより、内々に御霊屋でも「習礼」を行った。紅葉山の御供所で休憩をとり、両者ともに帰館した。

「習礼」終了後、老中土井利厚、寺社奉行大久保忠真、目付などに届出がなされ、松平家に対しては、「習礼」への御礼、特に頼儀一人に「習礼」にあたって



もらったことについての御札が御城使役をもって伝えられた。

以上が、文化六年における紅葉山東照宮の御先立「習礼」の経緯である。「習礼」が実施される場合、それを受ける側（今回の場合、井伊家側）が段取りのほとんどすべてを担って行われている。その際に各所への連絡調整は、御城使役（留守居役）が担当しているが、松平家との調整については、江戸城内にて当主間で直接決定される場合も見出せる。同じ溜詰大名として登城日が重なることが多い井伊家と松平家ならではのあり様といえるであろう（当主間での決定についても御城使が派遣され確認がとられている点は注目される）。「内見」届の手順に関する書類のような実務上必要な細かい情報の交換が行われている様子も窺うことができる。

実施にあたって、事前に内々の調整が行われるなどの様子はなく、老中をはじめとする幕閣への「習礼」の届出・承認はあらかじめ決められた手順を踏んで行われており、「習礼」は大名同士の私的な情報交換というよりも、幕府に認められた一般的な行為となまっていることが分かる。

「習礼」の手順について「御城使寄合留帳」には、「都<sub>備</sub>寛政五年九月十三日松平讃岐守様へ此御方様御習礼被進候節之通也」（正月十五日条）とあり、一部の例外（「習礼」の日が延期になり、登城日にあたったため、通行する江戸城内門が変更になったこと）を除き、以前井伊家が松平家に対して行った「習礼」の手順と同じであった。このことは「習礼」が定式化していることを明確に物語っている。

儀式・儀礼の手順などについては井伊家でも豊富な情報をもっており、実際、紅葉山御宮参詣の先立については松平頼儀に対して、井伊直中が「習礼」を行っているわけであるから、直中が健在で当主を務めているこの段階では、井伊家内での自己完結は可能と考えられる。したがって、「習礼」は儀式的予行練習という意味とともに、同席間での交流という側面が重要であったと考えることができる。この「習礼」後、正月十七日に行われた將軍の紅葉山東照宮参詣において直亮は御先立役を務め、無事役目を果たした。続けて、増上寺における「習礼」について、井伊家と松平家の間で調整が行われる。

#### 増上寺参詣御先立の「習礼」依頼

増上寺での「習礼」については、十七日の紅葉山東照宮参詣が終了した直後から調整が始められている。紅葉山参詣の先立が無事終了したことを報告し、

その「習礼」についての札を述べた使者は、さらに「増上寺御習礼」について口上を述べている。増上寺の「習礼」を以前に依頼しているが、たびたびのことで頼儀に苦勞をかけることを考慮し、先に行った紅葉山での習礼において御霊屋を拝見し、御内陣での「御伺（御窺）」についても伝授がすすんでいるので、すべての御霊屋向きのことは同じように対応できる。ついては、幸い直中は昨年未だ増上寺惣御霊屋参詣をしておらず、近日中に参詣する予定であるから、その際に直亮と一緒に頼儀に同道いただき一通り御伝授くださればよい、との提案である。これに対して松平家は、今月中は支障がないので、井伊家の都合次第で日程を決定してもらえば、少々のはり合わせると回答している。

#### 「習礼」と頼儀の井伊家訪問

十九日、松平家から井伊家に対して、直亮の初めての御先立役を祝う干鯛二箱が届けられ、その答礼の鯛一折を持って御城使が松平家を訪れ、祝いの御札を述べた後、増上寺の「習礼」について、二十一日に増上寺惣御霊屋を参詣するので、頼儀にもお出で願いたい旨が伝えられた。さらに朝の内に習礼を済ませ井伊家屋敷へ訪れてほしいとの招待も伝えられ、頼儀がこれを承知したことが回答された。

二十一日、直中・直亮父子は揃って増上寺へ向かい、同寺文昭院御霊屋御供所で頼儀と落ち合い、同御霊屋にて「習礼」を実施した。終了後、そのまま頼儀は父子とともに井伊家屋敷を訪れた。屋敷では蹴鞠が催され、井伊家老の御目見、蹴鞠拝見、御酒・御吸物下されがあった。翌日、井伊家御城使が松平家を訪れて「寛々御対話被進、忝思召」す旨が伝えられ、一方、松平家からも使者が遣わされて御礼の口上が伝えられた。

十五日に行われたの紅葉山東照宮で行われた「習礼」と比べると、幕府に対する手続らしい手続はなく、かなり緩やかで非公式な印象をうける「習礼」である。ひとつには、増上寺での「習礼」について幕府への届出がなされた様子が全くない。井伊家の増上寺参詣が表向きの用件とされたためであろうか。また、「習礼」の内容についても、頼儀への配慮があったとはいえ、紅葉山東照宮での「習礼」で概ね理解したことをわざわざ伝えた上での「習礼」依頼は、形式的な印象をうけ、その後の頼儀を井伊家への招待が付随している点からも「習

礼」としての意味は軽いように見受けられる。

先の紅葉山での「習礼」が表向きの公式な「習礼」とすると、増上寺でのそれは頼儀の訪問を含め大名間の親交としての意味合いが強いといえるであろう。文化三年（一八〇六）七月に直亮と頼儀娘喚（龍華院）との縁組が幕府に承認され、当該時期の井伊家と松平家は姻戚関係となることが決定しており（文化十年（一八一三）十二月成婚）、他の時期にはない別の結びつきが背景にあることを考慮した上で理解する必要があるが、「習礼」をめぐる関係として興味深い点をもっている。

「習礼」に関わる状況をみてきたが、方法や手順が整備され定例化、定式化がみられる「習礼」は、儀式の予行練習あるいは手順・方法の伝授という意味を維持しながらも、長く繰り返し返されてきた幕府の儀式・儀礼について各家に情報が蓄積されてきた江戸時代後期においては、他家に依頼し、交流をもつ点にある程度比重が置かれるようになったと推測される。二節において、儀礼・儀式上での行動について同席間の差異をなくし均質化を求める方向性があることを指摘しているが、「習礼」は大名間での儀礼・儀式次第の確認行為として、均質化をもたらす一要素として機能したのではないだろうか。

### 「おわりに」にかえて

幕府儀礼をめぐる井伊・松平家の関係を中心に検討してきたが、最後に幕府儀礼における溜詰大名の役目に関わる老中の存在について言及しておきたい。

三節で触れた直亮が初めて御先立役を務めた文化六年（一八〇九）正月十七日の紅葉山東照宮参詣にあたり、前日の十六日井伊家は、老中土井利厚に使者を遣わし、初勤務の「御心添」を願っている。土井は御用番であり紅葉山へは行かないため断っているが、牧野備前守忠精に「御心添」を頼むよう指示をしている。どうやら本来はこのような依頼の場合には頼まれた老中が別の老中に取り計らうのが通例のようであるが、井伊家と土井家は「御格別之御間柄縁」（井伊直中妹琴姫が土井利厚世子利広の正室）であるため、かえって取り計らいがたいとの理由で、井伊家が直接牧野忠精に頼むかたちになったようである。増上寺での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内問」をして、

絵図面による指示を受けている。

さらに、二十九日に予定されていた大納言家慶の紅葉山参詣での先立についても、頼儀・直中ともに健康状態が悪く、直亮一人に命じられる可能性ができてきたことから各老中へ「助合」を依頼してまわっている。

儀礼・儀式の前においては同席の大名家に「習礼」などを通じて頼ることができるが、実際の礼式中は頼ることができない。そこで同じ儀式出席する老中の「心添」「助合」を求めたのであろう。二節での検討においても、儀式次第に関わる老中の一定の主導性について指摘した。儀礼・儀式での溜詰大名の役目遂行にあたって、同席間の関係とともに、老中の存在が作用しているのである。

### 参考文献

#### 【単行本】

朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』サンライズ出版 平成十六年三月

岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』校倉書房 平成十八年五月

彦根市史編集委員会『新修彦根市史 第二巻 通史編 近世』彦根市 平成二十年一月

#### 【編纂史料】

永年會『増補高松藩記』香川県教育図書株式会社 昭和七年三月

『香川県史 第九巻 資料編 近世史料Ⅰ』香川県 昭和六十二年二月

『新修彦根市史 第六巻 史料編 近世Ⅰ』彦根市 平成十四年四月

『新訂増補国史大系 続徳川実記 第一編』吉川弘文館 昭和八年十二月第一刷

『新編香川叢書史料編Ⅱ』香川県教育委員会 昭和五十四年三月

『大日本近世史料 柳宮補任Ⅱ』東京大学出版会 昭和三十八年三月

#### 【展覧会・展示図録】

『江戸城』江戸東京博物館・読売新聞東京本社 平成十九年一月

#### 【論文】

荒木裕行『近世後期溜詰大名の「交際」とその政治化——会津藩主松平容敬の日記の分析から——』《史学雑誌》第一一二編第六号）史学会 平成十五年六月

胡光『高松藩の藩政改革と修史事業』《香川史学》第二八号）香川歴史学会 平成十三年七月

野田浩子『大名殿席「溜詰」の基礎的考察』《彦根城博物館研究紀要》第二二号）彦根城博物館 平成十三年三月

野田浩子『溜詰大名の将軍家霊廟参詣』《彦根城博物館研究紀要》第十六号）彦根城博物館 平成十七年三月